法規的告示

○厚生労働省告示第三百二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年八月三十一日から適用する。

令和八年八月二十八日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　黄川田仁志

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三 無機薬品及び有機薬品 一～百二十四　（略） 百二十五　セイヨウハッカ油（過敏性腸症候群治療薬に限る。） 百二十六～二百七十三　（略）	**別表第三** 無機薬品及び有機薬品 一～百二十四　（略） （新設） 百二十五～二百七十三　（略）
（略）	（略）

○厚生労働省告示第三百二十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年八月三十一日から適用する。

令和八年八月二十八日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　黄川田仁志

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
一般名 ／ 適用日	一般名 ／ 適用日
（削る） ／ （削る）	セイヨウハッカ油 ／ 令和七年八月三十一日
（略） ／ （略）	（略） ／ （略）
プロピベリン ／ （略）	プロピベリン ／ （略）
セイヨウハッカ油 ／ 令和八年八月三十一日	（新設） ／ （新設）

その他告示

○総務省告示第三百十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十八日

総務大臣　林　芳正

一　名　　称　令和八年度統合防空ミサイル防衛実弾射撃訓練における訓練実施部隊
二　国外派遣期間　令和八年八月三十日から令和八年十月十六日まで
三　派遣人数（概数）　百九十人程度
四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○財務省告示第二百三十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和八年七月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年八月二十八日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第23回	700,000,000円	101.25円
〃	第25回	2,200,000,000円	102.30円
〃	第25回	2,000,000,000円	102.35円
〃	第25回	1,000,000,000円	102.40円
〃	第25回	5,000,000,000円	102.49円
〃	第27回	100,000,000円	99.14円
〃	第28回	400,000,000円	97.55円
〃	第28回	500,000,000円	97.60円
〃	第29回	3,100,000,000円	94.75円
合計		15,000,000,000円	

○農林水産省告示第千三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐賀県武雄市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）